

# フランスにおける家族領域の自由・平等化と 社会保障領域への影響

齊 藤 笑 美 子\*

はじめに

- I. 家族政策の形成と変遷
  - II. 婚姻外カップルと社会保障
  - III. 社会権の個人化
- 結び

## はじめに

欧米先進諸国では、戦後、法においても事実においても私的領域の自由化が進展した。例えば、フランスでは1960年代以降、配偶者の平等、婚外子の権利、離婚に関わる民法典の重要な改正が行われ、家族領域の自由化及び平等化が大きく進んだ。また、女性解放運動が大きな役割を果たした避妊や中絶の合法化も、同時期の1960～70年代を通じて行われている。事実においても、法律婚をしないカップルとそこから生まれる子の増加、離別と再結合から生ずる再構成家族 (familles recomposées) の増加など、事実上の多様化も進行した。1980年代には、同性間セクシュアリティの非処罰化、セクシュアルハラスメントの処罰、強かん罪の再定義など<sup>1)</sup>、「道徳」への適合性ではなく「同意」のあるなしを基準として、親密領域への法の介入が見直されるに至った。

こうした私的領域の自由化および平等化は、近代的な公私区分の見直しの過程と考えることが出来る。フランス革命を典型とする近代市民革命は、人一般の権利として人権を確立したはずであったが、そのような権利は主として公的・政治的領域に妥当し、しかも人権の享有主体は人一般＝男性 (homme) であること

---

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第5巻第3号2006年11月 ISSN 1347 - 0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士課程

1) Janine MOSSUZ-LAVAU, *Les lois de l'amour, les politiques de la sexualité en France 1950-2002*, Payot, 2002.

が前提とされたために女性はそこから排除されることになった。公的・政治的領域の建前である自由と平等を享受するのは家長である成人男性であって、人権は私的領域である家族には立ち入らないと考えられたのである。このように人権は当初、家族法を統べる原則ではなかった。ところが離婚の自由化や配偶者の平等化、嫡出・非嫡出を問わない子の平等化、そして同性カップルの承認に至るまで、最近30年のフランス民法典の改正は、「人権は家庭には立ち入らない」という前提を覆しつつある。自由や平等といった理念は、家族領域にとってもはや異質なものではなくなっている<sup>2)</sup>。

ところでそのような自由化・平等化は、主に家族成員間の権利義務を規律する「家族民法」における展開であると言えることが出来る。この変化が示す通り、家族民法は基本的権利の尊重や平等原則に依拠して「民主化」する展開を見せている。他方で、家族を規律する家族法には、家族内関係を規律する家族民法だけではなく、家族と公権力との関係を規律する家族公法が含まれる<sup>3)</sup>。基本的権利の擁護や両性の平等などを指針の一つにして変化を遂げているように見える家族民法に対して、家族と公権力との関係を規律する家族公法はどうであろうか。家族に対する外部からの介入を規律するこの家族公法の大部分を構成しているのは特に社会保障法であろう。本稿では、家族民法の自由化・平等化が、この社会保障領域において提起する問題を取り上げる。

まず前提として、フランスの社会保護／保障<sup>4)</sup>政策において家族主義が歴史的に根付いてきたことを確認する（Ⅰ）。フランスには、社会政策一般とは異なる、「家族政策」(politique familiale) と呼ばれる独自性を持つカテゴリーの政策が存在する。広い意味で民事法による規制や、中絶規制などもこれに含まれるが、家

---

2) こうした傾向については、拙稿「性的指向と人権—フランスにおける同性間婚姻論議」『一橋法学』5巻2号(2006)139頁において取り上げた。

3) このような分類について、福島正夫「Ⅲ. 1. 現代日本の家族政策と法」『家族』福島正夫著作集第2巻(勁草書房、1996)参照。

4) 社会保障(sécurité sociale)は、1945年のラロック計画以後の医療、老齢、家族といった部門の諸制度を意味し、より広い概念である社会保護(protection sociale)の中核的部分をなす。例えば、フランスにおいて失業保険は社会保障に含まれない。ジャン＝クロード・バルビエほか著、中原ほか訳『フランスの社会保障システム』(ナカニシヤ出版、2006)「序章」参照。

族政策の固有な部分は、家族手当を中心とした家族への財政的な直接的援助である<sup>5)</sup>。フランスの家族政策は、特定の強い含意を持って歴史的に展開してきたが、社会の変化にともなってその意味合いを変えていることを確認する<sup>6)</sup>。

次に、家族民法の現代的展開において私的領域の民主化の一つと考えられている、同性カップルを含む婚姻外カップルの承認と社会保障の関係をとりあげる(Ⅱ)。今日、家族民法で最も注目される自由化の一つは、同性カップルの共同生活の承認である<sup>7)</sup>。同性カップルの法的承認は、配偶者の平等化(婚姻法の性中立化)、婚内/婚外子の平等化など家族民法の自由化傾向の延長線上にある典型的な動向であると考えられる。家族的なるものの政治化・問題化は、周辺化されていたグループから提起されるという傾向があるが、それは女性であり婚外子であり、今日では特に同性愛者である。ここではフランスにおける同性カップルの承認と社会保障の実定法上の関係を描写してみたいと思う。

最後に、こうした家族関係の自由化そして平等原則の徹底が引きこす争点として、社会権の個人化の問題を取り上げる(Ⅲ)。

## I 家族政策の形成と変遷

フランスの社会保護・保障には、家族主義が強く刻印されている。それを明確に示しているのは、家族政策といわれる特殊フランス的な政策領域の存在である。家族に対する国家介入を嫌い、貧困対策以上の家族への介入政策が存在基盤を持ちにくいと言われるアングロ・サクソン諸国とは対照的に、フランスにおける家族政策は、社会政策一般とは区別される独自の内容を持っていることで知られている<sup>8)</sup>。ここでは、フランスの社会保護における家族主義の刻印を確認するために、家族政策の歴史的展開を概観しておく。まず、家族政策が形成される

5) 最も家族主義的な見方を採るならば、家族に何らかの形で関わっているあらゆる政策が家族政策に含まれることになる。住宅政策や雇用政策、教育なども入ってくることになる。

6) *Voir*, Jacques COMMAILLE et al., *Politique de la famille, la découverte*, 2001.

7) 承認の形態は、ドメスティックパートナーシップ法のように結婚とは異なる特別な枠組みで同性カップルを法的に承認する、あるいは法律婚への同一のアクセスを認めるという二つに分かれており、フランスは現状では前者である。

19世紀からそれが定着する過程をとりあげる(1)。そして本稿の関心は、家族の自由化及び家族内関係の平等化と社会保障の関係であるので、家族民法が大きく転換した1960年代及び1970年代の変化が特に重要である(2)。また、そのような転換の意味も簡単に検討する(3)。

## 1. 家族政策の確立

家族給付は、経営者による「庇護」(patronage)によって19世紀に開始される。被用者とその家族の一連の必要(住居、医療、廃失手当あるいは年金、学校、家族付加賃金)を雇用者が考慮する関係はこのように「庇護」と名付けられる。フランス福祉国家は、家族給付に関して、このような温情主義の痕跡を保持している<sup>9)</sup>。経営者による「庇護」は、社会カトリシズムの影響を受けた慈善の論理と、雇用者にとっての利益の両方をその要因としていた。

家父長的家族秩序自体をよりどころとする保守派は、家族を称賛しながらも国家が家族に積極的に介入することを嫌っていた。他方で、国家が人口に関心を抱き、家族に介入することが正当であると考えたのは、共和派のエリート達であった。この共和派エリート達が担い手となって、20世紀初頭以降、出産奨励主義的色彩の強い家族政策が確立されていく。

開明的な雇用者達が創始した家族給付は一種の付加賃金を形成しており、雇用者の善意に基づく任意的性質のものであった。従って、1932年3月11日法律が家族手当金庫への企業の加入を義務化し、最低額を設定したことは、給付の任意的な性格に終止符をうつ大きな変革であった。続いて1938年11月12日のデクレ・ロワによって、賃金と企業から独立した「家族手当」が生まれる。さらに、家族法典の誕生とともに、家族政策は明らかに出産奨励主義的な性格を強める。税制についても同様であった<sup>10)</sup>。家族政策は、出来るだけ少ない出費で子の出生・

---

8) フランスの家族政策の性格や展開については、上村政彦「家族給付制度」藤井ほか編『先進諸国の社会保障⑥フランス』(東京大学出版会、1999)161頁；小島宏「フランスの出生・家族政策とその効果」阿藤編『先進諸国の人口問題』(東京大学出版会、1996)157頁参照。

9) Jacques BICHOT, « Politique familiale : les logiques d'un conflit », in *Commentaire*, 1998, vol.21, n° 81, p. 159.

養育を奨励するために、家族が行うサービスに承認を与えるという功利主義的な目的を持った。これはフランス史上初の、真の家族政策の確立であったと考えられる<sup>11)</sup>。ここでは一定の種類の家族モデルを促進することが目指されており、国家は自らがどんな家族を欲するのかを自覚し、それを優遇し他に不利益を課す措置を明確に採用したからである。

非常に道徳主義的であったヴィシー政府の家族政策は、解放とともに葬られてもよさそうなものだったが、解放は、家族政策に関しては断絶をもたらしたのではなく、この領域でのフランス国家の行為を追認した<sup>12)</sup>。第4共和制においては、レジスタンスに正統性を有するキリスト教民主主義という担い手を得て、それは拡大すらしめた。戦時という特殊な状況での政策が、より広い社会的政治的コンセンサスに出会ったと言える。家族への国家介入を忌避する傾向は大きく後退し、かわって家族の利益を擁護する傾向が強まる。1946年憲法前文が家族の保護に特に言及したのはこうしたことの典型的な現われであろう<sup>13)</sup>。また、社会的にも、個人の開花の場所として家族が再発見され、幸福の場所としての家族という理想が、家族政策に新たな正統性を与える。家族政策は解放を生き延びただけでなく、解放によって新たな息吹を与えられたのである。

そして、解放後に構築されたフランスの社会保障は、「家族付加賃金」から家族法典にいたる流れを受け継いだフランス流家族主義を深く刻み込んだものであった。社会保障を創設する1945年10月4日のオルドナンスの1条は、まさに以下のように述べる。「労働者とその家族を、稼得能力を消滅させるあるいは減少させるあらゆる性質のリスクから保護すること、労働者が負う妊娠出産と家族的負担を保証することを目的とする社会保障の組織が設立される。」このように、フ

10) 3人以上の子がある家族は減税され、結婚後2年経過しても子がない夫婦は不利に扱われた。

11) A. PROST, « L'évolution de la politique familiale en France de 1938 à 1981 », in groupe de travail sous la dir. Pierre LAROQUE, *La politique familiale en France depuis 1945*, Documentation française, 1985, p. 11. なお、1980年代までの家族政策の展開については同書を特に参照した。

12) 1944年10月17日オルドナンス。

13) Rémi LENOIR, « Family policy in France since 1938 », in John S. AMBLER(ed.), *The French Welfare state*, New York University Press, 1991, p. 145.

ランスの社会保障自体の中に家族主義が根を下ろすことになる。

## 2. 家族政策の転換

本稿の関心をより引きつけるのはその後の家族政策の転換である。第5共和制期には、人口減少の危機が落ち着き、法も社会道徳も大きく変化する。実際、1960年代からの家族民法の変化は相当なものである。夫婦財産制に関する改革が行われ、妻の法的能力が完全に承認されることになる。夫と妻の共同での親権行使、合意による離婚の導入、婚外子の相続分差別の廃止など、10年程度の間に家族法が根本的に変更を受けることになった。

また性行動に関しても、同時期に女性の自己決定を法的に保障する改革が行われたことは、はじめにも述べたとおりである。セクシュアリティと生殖の分離は、女性の私生活だけでなく、その職業生活にも影響をもたらす。タイミングの悪い妊娠によって、キャリアを中断される可能性が減少するからである。そういうわけで性的解放は、女性労働の地位向上に貢献した。

これらの変化に伴う女性労働の展開とその社会的承認は、専業主婦優遇政策を問いなおすきっかけとなる。配偶者のうち一人だけが賃労働者であった場合に支給されていた単一賃金手当 (allocation de salaire unique) に所得制限が課されたのは1972年である。1977年には、単一賃金手当など専業主婦世帯を対象とする手当が、所得制限付きの家族補足手当 (complément familial) に置き換えられた。これは当時の政府の女性労働に対する中立性の表明と考えられる。

この転換の意味は、このように専業主婦という理念型との切断であると同時に、他方で所得に対する中立性との切断でもあった。なぜなら、最初から所得条件があった住宅手当を除けば、それまで家族手当には所得条件がなく、所得にかかわらず家族一般を支援するという「普遍性」を特徴としていたからである。つまり家族手当は家族収入の多寡を考慮せずに支給されており、そのことが家族政策の家族政策たる所以でもあった。従って所得制限の導入は、社会的移転による格差の是正というより広い政策の中に、家族手当も当然に統合されるべきであると考えられるようになったことを示している<sup>14)</sup>。

また、1970年には孤児手当 (allocation d'orphelin) も創設されている。これは、

呼称は古めかしいが、現実にはシングルマザーや離婚した母親への最初の手当であり、単身世帯の承認の一段階となった。さらに1976年には、ひとり親手当 (allocation de parent isolé) も創設された<sup>15)</sup>。以上のことから、家族政策が、伝統的な家族モデルからは確実に遠ざかったことがわかる。

しかしながら、全体として家族政策は、女性の地位の向上や、より大きくなる私的領域での平等への期待に対して、1990年代まであいまいな回答をしてきたと言える。働くか、子を生み育てるかを母親が「自由に選択」できるようにという名目で、相矛盾する政策が採られてきた。女性の労働市場への進出に伴って、家族生活と職業生活を調和させる政策が採られる一方、母親の労働市場からの撤退を促すような様々な政策を採用することもあった<sup>16)</sup>。

### 3. 家族の自由化と新たなリスクの増大

1960～70年代の自由や平等を指向する事実上の変化や法改革は、この新しい条件に有利に対応するだけの十分な資源をもたない階層にとっては重大なリスクとなる。私的領域の民主化の恩恵を全ての人々が享受するためには、家事・育児の負担の平等な配分や、男女間の所得格差がないことが前提であるが、現実とは全くそのようなものではない。私生活の民主化は、「ヤヌスの顔」のごときものであることになる。それは民法によって追求され実現された形式的な家族内の平等とそこから生ずる社会的不平等という二面性を持つからである<sup>17)</sup>。家族内関係において、個人的自由を法的に保障し、離婚を自由化することは、当事者の性別、家

14) Prost, *op.cit.* note 11, p. 22. もちろん所得制限の導入には財政的な理由の影響が小さくない。

15) ひとり親手当は、妊娠中絶合法化を議会多数派によって受け入れさせるための政治的取引の直接的な産物であるという。Rémi LENOIR, « La famille, une affaire d'état, les débats parlementaires concernant la famille (1973-1978) », in *Actes de de la recherche en sciences sociales*, 1996, n° 113, p. 18.

16) この意味で、1980年代半ばに、「母親賃金」的性格の養育手当 (allocation parentale d'éducation) を創設したことが挙げられる。2000年代に入ってから、シラクが「自由選択手当」 (allocation parentale de libre-choix) の導入をそのプログラムに入れていた。これは、全ての親 (現実には母親である女性) に、家庭に残り子育てをするための損失を補償するために支給される手当であった。Voir, François de SINGLY, « Le trompe-l'oeil de l'allocation de libre-choix, in *Droit social*, 2003, n° 1, p. 128.



族状況、社会経済的地位によっては、「リスク」を増大させることである。

新たに生ずる社会的不平等に対して、国家が不利な立場におかれる個人やグループを保護するためにますます介入してくることになる。フランスや他の先進諸国では、自由で平等な民法が次第に幅をきかせている。しかし、それと同時に民法の自由化を補う形で社会法による介入が強化されるという現象<sup>18)</sup>が、この私生活の「民主化」の両義性を示していると言えるだろう。

さらには、民法に変わって社会法が、より規範的・監護的な役割を果たすことになる。上述したひとり親手当の導入が、こうした変化の典型である。ひとり親手当は、1970年代という大規模な家族民法の変革が行われた時期に創設されており、実質的には貧困化する母子世帯への対応であった。法律婚をしていなくても内縁関係にあれば打ち切られるひとり親手当の受給資格審査は、寝室や浴室といった文字通り最も親密な場所までの介入を意味する<sup>19)</sup>。家族民法が自由化することは、それを生き抜くための十分な資源を持つ者にとっては自由の拡大に他ならないが、それを享受する資源を持たない者にとっては、社会法による統制の強化という結果を引き起こしうる。

このように家族民法が自由化し、夫婦というカテゴリーが安定性や継続性を失う中で、公的介入の単位として、家族ではなく個人を考慮する社会権の個人化の可能性が議論されはじめている。それについてはIIIで詳しく検討することにし、その前に家族民法の今日的变化の一つである婚姻外カップルの法的承認と社会保障の関係を見ることにする。

## II. 婚姻外カップルと社会保障

以上のように、同じ「家族政策」の名で呼ばれていても、フランスの家族政策はその誕生以来、大きな変化を被っており、それは何か一つの社会的利益を実現

---

17) Franz SHULTHEIS, « L'avenir de la famille au centre des antinomies de la modernité », in *Du politique et du social dans l'avenir de la famille*, Documentation française, 1992, pp. 49 et s.

18) 丸山茂『家族のレギュレーション』（御茶の水書房、1999）228頁以下参照。

19) Commaille et al., *op.cit.* note 6, pp. 34 et s.



するものというよりも、雇用や男女平等といった様々な社会的関心を含んだものとなっている。こうした変化をもたらすアクターの中には社会の中で周辺化された存在の運動を見逃すことが出来ない。今日、この役割を担っているのは同性愛者の運動であるといつてよいであろう。

Ⅱにおいては、「家族」の多様化、家族民法の自由化傾向にとって象徴的な出来事であった、同性カップルを含めた婚姻外カップルの法的承認をとりあげる。これは同性カップルという、フランスの社会保護システムによって考慮されていなかった主体の権利要求に端を発している。具体的には、フランスの婚姻外共同生活の枠組みであるパックスが社会保障分野にもたらした変化を簡単に描写し(1)、婚姻外カップルの法的承認が新たにどのような問題を提起したかを明らかにする(2)。

## 1. パックスと社会保障

フランスでは1999年から婚姻外共同生活に枠組みを与えるパックス (PaCS) が実施されている。これは、その正式名称Pacte civil de solidarité(連帯民事契約) が示すように、その理念の中に連帯の概念を含んでいた。パックス自体は、婚姻制度から排除されている同性カップルの共同生活に法的枠組みを与えることを政治的争点としていたので、このことは一般にはあまり指摘されない<sup>20)</sup>。しかし、パックスを創設する法律案の審議過程においては、そのような立法者の意思が表明されていた<sup>21)</sup>。同性愛者の公的承認を紛れもない政治的争点としつつも、パックスは建前として、異性カップル、カップルでない友人同士その他の人間関係にも適用される共同生活の枠組みを決める契約であった<sup>22)</sup>。つまり理念の上では、その関係の中身を問わずに、共同生活を送っている二人の人の連帯に法的基礎を

---

20) パックスについては、ロランス・ド・ベルサン著、拙訳『パックス—新しいパートナーシップの形』(緑風出版、2004) 参照。

21) 例えば、当時の司法大臣ギグ (E.Guigou) は、議会審議において「孤独を終わらせ、個人主義より連帯を促進する二人の生活の特権化することは社会の利益でもある」(*JO. débats parlementaires*, 4 novembre 1998, pp. 7944-7945.) と述べている。

22) こうした当時の政権担当者の姿勢は、真の争点を隠すものとして批判された。またこのような運用は憲法院に否定されている。後掲判決・注38) 参照。

与えて、安定させようとするものであったのである。こうした形式的には共和主義に忠実な形態の共同生活法制は、比較法的に見てもおそらく珍しく、より大きな注目に値するようにも思える。

ところで、そのような理念上のインパクトはともかく、二人の共同生活者の連帯を超えたところ、つまり社会連帯という広い意味の連帯についてはどのような刷新があったのか。簡単にその内容をさらってみたい。

(a) 社会保障におけるパックスの寄与

パックスを結ぶことによって享受できるようになった社会保障上の利益は、2つある。まず、パックスの創設によって社会保障法典161条の14が変更され、被保険者のパックスパートナーを持つ者は、受給権者として社会保障に即座に加入できるようになったことである。このような権利を既に享受してきた異性愛カップルは、全くこれによって影響を受けない。しかし後述するように、それまで1年の期間要件を満たさなければ、被保険者の受給権者にはなれなかった同性カップルの状況を改善することにはなった<sup>23)</sup>。疾病・出産保険の他に、家族手当、成人障害者補足手当、住宅手当、社会参入手当(RMI)、家族住宅手当などについて、パックスパートナーは配偶者と同一の扱いを受けることになる。

次に、死亡一時金(capital-décès)が一定の条件で、パックスパートナーに支払われることになった。死亡一時金とは、被保険者が亡くなる前3ヶ月以内に賃労働を行っていた場合に、受給権者が受け取る金銭である。パックス法以前には、死亡一時金支給の順位は、配偶者、卑属、尊属、故人の扶養にあった人であった。パックス法によって社会保障法典361条の4が改正され、パックスパートナーが配偶者と互角の受益者となったのである<sup>24)</sup>。

しかしながらパックスの社会保障への影響は、パートナーにとって得になることばかりではない。家族扶養手当(allocation de soutien familial)は、受給者が

---

23) パックスがもたらした変更については、とりあえず、ペルサン・注20)の他に、Caroline MECARY et Flora LEROY-FORGEOT, *Le PACS, que sais-je*, PUF, 2000を参照。

24) 社会保障法典L361条の4は、一時金は、被保険者の死亡時に、その実効的、全体的、恒常的な扶養にあった者に優先的に支払われ、そのような優先権が主張されなければ、別居していない配偶者、あるいはパックスパートナー、卑属、尊属の順位で支払われることを定める。

パックスを結べば、婚姻した場合と同様に打ち切られることになる<sup>25)</sup>。生存配偶者手当 (allocation de veuvage) についても同様である<sup>26)</sup>。

また、享受できる利益や保護の程度においてパックスは婚姻に劣る地位であると言えるが、それは社会保障においても同様である。日本の遺族年金に類似する切り替え年金は、法律婚の要件が課されており<sup>27)</sup>、パックスパートナーにはその権利がない。

確かに、パックスは一定の変化を社会保障にもたらし、それは特に同性カップルにとっては前進であった。しかし、「パックスの社会保障領域での効果が限られたものにとどまることは、疑いを入れない」<sup>28)</sup>。それはおそらく、社会保障法は、パックス以前に、同性カップルが受給権者資格を主張できるように変更されていたからである。

税制についても付言しておく必要があるだろう。パックスを締結したカップルが3年間の共同生活を経ると、共同課税が適用される。事実上の結合の場合は、カップルのメンバーの個々の所得に課税がなされるだけであるが、パックスを結べば、婚姻しているカップルのように所得を合算した上で、これに家族係数 (quotient familial)<sup>29)</sup>が適用されることになる。しかしながら、家族係数の適用の恩恵は、パートナー間の所得が不均衡である場合にしか威力を発揮しない。つまり、カップルの一方が他方の扶養にあるような場合にのみ顕著な減税効果を伴うのである<sup>30)</sup>。二人のパートナーの所得に差がない場合は、共同課税による減税効果はない。

実のところ同性カップルの法的承認要求にとって、社会保障は重要な契機であ

---

25) 社会保障法典L.523条の2。

26) 社会保障法典L.356条の3。パックスの生存パートナーにはいかなる手当も認めず、婚姻との差異化をはかっており、打ち切り時だけパックスの締結を婚姻と同一視していることになる。

27) 社会保障法典L.311条の3第11号

28) François TAQUET, « Pacs et sécurité sociale...premières réflexions », in *Gazette du Palais*, 25 juillet 2005, n° 207, p. 10.

29) 家族係数とは、納税者の家族負担に応じて累進制を緩和するフランス独自のシステムである。累進税率は、家計の全所得を家族の人数によって定まる除数で割ったものに適用される。

30) 後に見るように、憲法院はこの点を強調して、パックス法の合憲性を導いている。

った。だからこそパックス以前に、ある程度の解決策が採られていたのであり、パックス法の寄与はあまり大きくなかったと言える。実際に同性カップルの法的承認を求める動きは社会保障の分野から始まっているのである。

(b) 社会保障法の先駆性

同性愛者個人の権利ではなく同性カップルの権利に関する判断が、フランスの司法系最高裁判所である破毀院においてなされたのは1989年であった。そしてまさにこの時争われた争点の一つが社会保障上の権利であった。フランスの社会保障では、保険料を上乗せすることなく、被保険者の配偶者に疾病・出産保険の受給権を認めている。そして、当時のフランス法では、法律婚をしていない事実上の夫婦にも立法で明示的にこの利益が拡大されていたのである。具体的に言うと、社会保障法典L.313条の3は、受給権者の資格を、配偶者、扶養にある子、一定の条件で、尊属、卑属と傍系親族に認めていた。1978年に立法者は、道徳の変化を考慮に入れて、これに「被保険者と夫婦のように暮らし、被保険者の実効的かつ恒常的な扶養にある人」を加えた。

同性カップルは、この範疇に自分たちも当てはまることを主張して訴訟を提起したのである<sup>31)</sup>。ある女性同士のカップルの一人が、事実上のパートナーが被保険者である出産保険による費用の負担を求めたが、社会保障金庫がこれを拒否したことで訴訟となった。破毀院は、婚姻を参照して内縁を定義し、異性のカップルと同性のカップルのアナロジーを否定してこの訴えを退けたのであった。当時の学説は、同性愛者を、規範外のもの、あるいは「良俗」に反するものと考えて、これに婚姻外異性カップルと同一の権利を与えることは許されないとして判決を支持したようである<sup>32)</sup>。

しかし、この問題は立法の介入によって、パックスの議論が始まる以前に実質的な解決を見ることになる。1993年1月27日法律によって、「被保険者と生活している、被保険者の実効的かつ恒常的な扶養にある者」にも受給権者の資格が拡

---

31) Cass.soc., 11 juill. 1989, *Bull. civ.* n° 515 p. 312; *Gazette du palais*, 13 avril 1990, n° 103-104, p. 216; *Revue de droit sanitaire et social*, 261, janv.- mars 1990, p. 116, note Michèle HARICHAUX; *JCP* éd. G. 1990, n° 40, J. 21553, obs. Martine MEUNIER.

32) *Ibid.* Meunier

大されたのである。1998年以降、パックスを創設する法律が議会審議に付されたことで、同性カップルの法的承認という争点をめぐってフランス世論を二分する激しい議論が喚起されたが、1993年当時すでに「議員達は、入り口を作ったのであり、その広がりは今想像することが困難」<sup>33)</sup>であるほど大きいと言える。

こういうわけで社会法は、法システムの中で先駆的役割をしばしば果たす。社会権の領域において考慮されるのは、「家族＝制度」というより「家族＝世帯」であり、法的な意味の家族というより、家族的構造の中での構成員相互の経済的依存の関係である。この「扶養にある人」という概念は、フランスの社会保護のシステムにおいてまさに要となる概念であったのである<sup>34)</sup>。

## 2. パックスが新たに提起する問題

このようにパックスがもたらす社会保障上の利益は、それがもたらした思想上の対立の割に大きいわけではなかったが、それには、なお重要な社会保障上の利益が婚姻しているカップルのみに留保されているということのほかに、社会保障法がすでに同性カップルに保護を拡大するという先駆的な役割を果たしていたことも大きかった。しかしながら、こうした社会保障上の権利の婚姻外カップルへの拡大は、より本質的な疑問を浮かび上がらせずにはおかない。それはフランスの社会保護システム自体への根本的な問いである。

### (a) 「派生的権利」批判

パックスへの批判として、それがパートナーに「派生的権利」(droits dérivés)を保障するに過ぎないものであることがある<sup>35)</sup>。フランスの社会保障は職業活動

33) Voir, François TAQUET, « Homosexualité et droit social », in *Semaine Sociale Lamy*, 19 octobre 1998, n° 905, p. 7.

34) Dominique EVERAERT-DUMONT, « Filiations et droit social », in *Informations Sociales*, 2006, n° 131, p. 114.

35) 法律学者によるものではないが、例えば以下のような主張がそうである。Michel Dufourt, « Le Pacs reporte le passage aux droits propres », in *Le Pacs en question, de la croisade des réacs à l'embarras de la gauche*, 1999, édition Golias, p. 99. 記事タイトルの意味は、「固有の権利への移行を延期するパックス」。

に基づいたシステムであり、職業活動を行っていなければ、法律上あるいは事実上の配偶者は、他方配偶者を通じて受給権者となり、派生的権利を獲得する。このシステムは、賃金収入のない妻の立場を改善した進歩ではあったが、社会的庇護から何らかの理由で漏れ落ちるカテゴリーの人々を作り出す。そしてパックスはこのような図式を再生産しているに過ぎないという批判がある。受給権者という劣った地位を永続させ、パックスパートナーの一人をそのような地位におくパックスは、「固有の権利」についての、つまり社会的・家族的地位や性別にかかわらず各個人に認められる権利についての公論を遠のかせたというわけである。

パックスに対する批判としては、それが婚姻に比べて不利であり同性カップルが婚姻にアクセスできないことに対する平等違反の主張、つまり同性カップルに対する婚姻制度の開放の主張の方が目立ち、上述の派生的権利のシステムそのものに対する批判は、パックスを直接の契機とするものとしては、それほど見かけることは出来ない。しかしながら、この論点は、社会権の個人化の問題提起に直接繋がるものであって、より根本的な問いを含んでいると言える。この点についてはⅢにおいて論じる。

#### (b) 家族係数批判

税制についても同質の批判が可能である。フランスの所得税のメカニズムは、二つの基礎に基づいている。その一つは累進制であり、もう一つは、納税者の家族扶養の負担を考慮に入れて累進制を緩和する家族係数である。家族係数は隣国には見られないフランス独自のシステムであり、積極的家族政策を実行する中で1945年に創設されている。従って家族係数が、その出自において、「伝統的家族」を擁護する目的を持っていたことは明らかである。しかしながら年月を経て、家族係数と家族支援政策とのつながりは、薄まっている。近年採られた措置の多くは、家族政策と税制施策を分離する方向のものであった<sup>36)</sup>。1999年の財政法律で、係数から生ずる利益に上限を定めたことはその好例である。これは、一定以上の生活レベルにあるカップルについては、家族や出生率の擁護よりも累進性と

---

36) Emmanuelle MIGNON, « Quotient familial et notion d' 'enfant recueilli' », in *Revue de Jurisprudence Fiscale Francis Lefebvre*, 1/00, p. 3.

いう目的を優先させたものである。

同様に、パックスカップルに家族係数を適用して利益を与えることも、家族政策と税制の分離の理屈に連なるものであると考えられる。以前は、家族係数から生ずる利益は婚姻しているカップルに限られていた。このことは婚姻カップルと事実上同様の経済的状态にある独身者（婚姻せずに事実上の結合にとどまっているカップル）との間に取り扱いの不平等をもたらすが、この平等原則への違背は、「伝統的家族」の支持という一般的利益から正当化されていた。これは「伝統的家族」が、子の出生と養育という役割を担っているということを前提にしていた<sup>37)</sup>。というわけで、子の出生や養育を前提としないカップルに対する共同課税が、平等原則との関係でどう説明されるのかが問題となりうる。この点が、パックス法をめぐる憲法院判決の一つの争点となっているので、この判決に少し立ち止まってみたい<sup>38)</sup>。

憲法院に提訴した議員達は、伝統的な家族の擁護という一般的利益では正当化できない権利の拡大を攻撃していたが、憲法院は、この異議申し立てを純粹に経済的な論拠で退けている。具体的には、共同課税から生ずる利益は、パートナーの一方に所得が全くないか、ほとんどない場合にのみ大きくなるという理由である。つまり、収入のないパートナーを養う者が負う現実的な経済的負担を考慮することによって、パックスパートナーを単身者に対して優遇することを憲法違反ではないと判断したことになる。

従ってこの判決は、憲法院が、家族政策と税制政策との分離を裏付けたものと読むことも出来る<sup>39)</sup>。というのも憲法院は、家族係数の役割は、課税世帯にかかっている経済的負担を考慮に入れることであると評価したからである。婚姻カップルに留保されていた利益をパックスパートナーにも拡大することを正当化した憲法院は、家族主義的の出自を持つこのメカニズムに「主として経済的な正当性」

37) ただし、婚姻しているカップルも子の出生・養育の法的な義務を負っているわけではなく、今日、法律上も事実上も婚姻と親子関係の結びつきは必然的であるわけではないので、このような正当化が婚姻カップルへの利益の付与を不問に付すわけではない。拙稿・注2) 参照。

38) CC. 9 novembre 1999, n° 99-419 DC, *JO. lois et décrets*, 16 nov. 1999, p. 16962.

39) Mignon, *op.cit.* note 36.



を与えたことになるのである。

こうした家族政策と税制政策との分離の論理を押し進めれば、この家族係数のメカニズムそのものが疑問なしとはされないことになる。今日家族係数は子のない婚姻カップルをも利している。しかしながら、このメカニズムは「個人」の能力に応じた負担を定める1789年人権宣言13条に対する違背をもともと構成しており、家族主義的配慮からその違背が正当化されていた。この家族主義的配慮が正当性を失えば、婚姻カップルへの利益供与といえどもあらゆる批判を免れることが出来るわけではない<sup>40)</sup>。

そこで、上に述べた社会保障についての批判と同種の批判が当てはまるであろう。子の養育の負担を家族の形態や親の地位、親の職業活動に依存させて考慮に入れるのではなく、それらから独立した直接的な給付を子の養育に対して行えばよいのではないかとの帰結に直感的には結びつく。

以上のように、同性カップルの法的承認の先には、より広範な問題提起が控えている。同性カップルの法的承認は家族民法の自由主義的改革であるが、このような自由化の進行は、家族と社会保護が結びついているシステムにおいては、社会保護システムを根本的に問題にせずにはおかないだろう。次に、現実に論争が起きている争点として、家族主義に基づいて構築されているフランスの社会保障の根本的な見直しをとりあげる。

### Ⅲ. 社会権の個人化

婚姻外カップルの承認を例に上に挙げた問題は、社会保障の単位を個人にするか世帯にするかというテーマで議論され、日本でも関心と呼ぶテーマとなっている<sup>41)</sup>。フランスでは、家族的選択に対する社会保障の中立性、福祉国家の再定義、あるいはヨーロッパ統合の文脈において、社会権の個人化が一つの議論のテーマとなっている。

---

40) Jean-Eric SCHOETTL, « Le pacte civil de solidarité à l'épreuve du contrôle de constitutionnalité », in *Petites Affiches*, 1<sup>er</sup> décembre 1999, n° 239, p. 23.

41) 例えば、岩村正彦「社会保障における世帯と個人」岩村ほか編『融ける境超える法1 個を支えるもの』（東京大学出版会、2005）261頁。

個人化されたシステムとは、社会権と税制が、対象となる人の家族的状況から独立している仕組みである。そのようなシステムにおいては、家族的状況は、社会権の付与や課税についていかなる影響ももたらさない。課税や手当の必要を評価する単位は個人である。子どもに対しては、定額の手当が支給され、疾病保険、失業保険、退職年金は普遍的な制度をとる。各個人が拠出なしに受給権を持つか、厳密な拠出型のどちらかが考えられることになる。

家族単位のシステムとは、社会権と税制が家族を対象としているシステムである。家族が、課税と社会的必要を評価する単位となる。疾病保険や退職年金の拠出は、労働者に直接的な権利を付与し、その家族には派生的権利を付与する<sup>42)</sup>。

残りの論述においては、後者から前者への移行を目指す社会権の個人化をめぐる議論を検討してみたいと思う<sup>43)</sup>。社会権の個人化の問題は、経済功利的観点からの論点を多く含むことがあるが、筆者の関心から、ここでは平等の実現という観点からの検討に言及をとどめる。まず、フランスのシステムがどのようなものであるかを簡単に述べ(1)、次に個人化を主張する論者の法的論拠を説明し(2)、最後に個人化の方法についての多様な構想を紹介する(3)。

## 1. フランスのシステム

既に述べたように、フランスでは、社会保障への権利が労働によって根拠づけられるビスマルク方式が社会保障の基本であり、労働者が労働によって獲得した社会権が家族をもカバーすることによって広く社会保障権を保障することが目指された。

Iでみたようにフランスの家族主義の「伝統」は、家族法典以来フランス社会法の中に根付いており、戦後もそれは維持されてきた。「家族は、保護されるべき基礎単位として、社会法の中心的なカテゴリーとして考えられ」ており、フラ

42) この定義は、Henri STERDYNIAK, « Contre l'individualisation des droits sociaux », in *Revue de l'OFCE*, 2004, n° 90, p. 90.

43) ここでの論述は、フランスにおいて社会権の個人化を支持する4人の女性研究者が、家族手当金庫から発表した研究に依拠して進める。Marie-Thérèse LANQUETIN et al., *Individualisation et familialisation des droits en matière de protection sociale et droits fondamentaux en Europe*, Dossiers d'études n° 49, 2003.

ンス流の家族主義は、フランスの家族政策の中にとどまるものではなく、社会保護の大きなコンセプトそのものの中に根本的に刻み込まれている<sup>44)</sup>。

実際フランスの家族主義は、固有の意味での家族政策を超えて広く実施されている。すでに言及したように、職域連帯に基づく疾病保険がそうであり、家族係数によって家族負担を考慮し所得税の累進性を緩和する税制がそうである。社会扶助においても、私的扶養が優先されるので、形式的には近親者による援助が期待できない場合にのみ公的な援助が行われることになっている。年金についても、切り替え年金のメカニズムが存在している。

このようにフランスでは固有の家族給付以外の給付も、現在や過去の家族関係に大きく規定されており、社会保護の単位として家族が維持されている。しかし前述したようにこの「受給権者」の範囲は1945年以降拡大しており、1993年には「被保険者の扶養にある人」にまで拡大されている。こういうわけで、一応もとの家族主義的な形式は維持されているが、逆説的なことにフランスの受給権者の条件はヨーロッパでも最も緩やかなものになっている。また、近年の社会保障改革は、社会権の個人化の傾向を示しており、最近のものでは普遍的医療給付 (*couverture maladie universelle*) の実施が社会権の個人化・普遍化を進めるものであると考えられた。

しかし、社会保障が一般化 (*généralisation*) することと、社会権が居住に基づく個人の固有の権利として普遍的基礎を持つこと (*universalisation*) とは別である。社会権の個人化を支持する者にとしてみるとフランス社会保護の基礎は相変わらず家族単位のシステムであると分析されることになるだろう。

## 2. 基本的権利と社会権の個人化

社会権の個人化を支持する者は、家族を単位とする社会保障が女性の経済的自立／自律を妨げ、男女平等を阻害していることを問題視する。この主張は、社会権の個人化を基本的権利 (*droits fondamentaux*) の一貫性の観点から擁護する<sup>45)</sup>。

---

44) *Ibid.* p. 122.

45) *Ibid.* pp. 13 et s.

つまり、社会的経済的権利と市民的政治的権利が不可分であることを主張し、社会的経済的権利も個人の権利として位置づけ直すこと、従って社会的経済的権利においても平等の要請を徹底させることを提唱している<sup>46)</sup>。市民的政治的権利が個人的なものであるにもかかわらず、社会権が依存関係の上に成り立っていることの一貫性のなさを批判し、これを一貫性あるものにしようというのである。

ところで、社会保障の個人化に反対するあるいはこれと距離をとる論者は、社会保障上の権利の獲得を家族的状况から独立させる権利の個人化が、空想的であるとか、男女の不平等を減少させる効果がない、あるいは女性の貧困化を招くと考える。社会保護における平等は、社会権の個人化よりは、女性の労働市場への参入、労働における平等の実現によって達成されるべきものと考え<sup>47)</sup>。

社会保護の個人化を指向する論者達は、逆に社会保障における「派生的権利」のメカニズムが、女性の労働市場参入を阻害している、あるいは不安定雇用へと誘っていることを問題にする。そしてこの問題を上記のように、権利の平等の視角からとらえることを表明している。

そしてこの論者達がよりどころとしているのは、ヨーロッパ連合でもある<sup>48)</sup>。というのも、共同体法は、雇用における男女の平等を梃子として、時には加盟国の抵抗にあいながら、社会保障における男女の平等達成を推進する役割を担っているからである<sup>49)</sup>。しかしながら、分野によっては加盟国の権限が優先される補完性の原則から来る限界などから、共同体法レベルでも社会保障における平等の

46) Marie-Thérèse LANQUETIN, « Individualisation des droits sociaux et droits fondamentaux : une mise en perspective européenne », in *Recherche et Prévisions*, 2003, n° 73, p. 8.

47) Voir, Anne-Marie BROCAS, « L'individualisation des droits sociaux », in Irène THERY, *Couple, filiation et parenté aujourd'hui*, Odile Jacob, 1998, p. 330 ; Catherine ZAIDMAN, « L'individualisation des droits réduirait-elle les inégalités hommes/femmes ? », in *Droit social*, 1998, n° 6, p. 590.

48) Voir, Nicole KERSCHEN, « Vers une individualisation des droits sociaux : approche européenne et modèles nationaux », in *Droit social*, 2003, n° 2, p. 216.

49) Voir, Directive du Conseil (79/7) du 18 décembre 1978 relative à l'égalité de traitement entre hommes et femmes dans les régimes légaux de sécurité sociale ; Directive du Conseil 86/378 du 24 juillet 1986 relative au principe d'égalité de traitement entre hommes et femmes dans les régimes professionnels de sécurité sociale.

法的要請はなお相対的なものにとどまっている<sup>50)</sup>。

### 3. 個人化の方法

社会権の個人化における重要な争点の一つは、社会権の個人化が不平等を拡大させるのではないかということである。一つには、フランスの家族主義的政策が世帯間の社会的移転の機能を果たしていることから、世帯単位を廃止することで再分配機能が失われるということ、次に社会権の個人化は、現在の男女間格差を減少させず、女性を貧困化させるということである。社会権の個人化について了解が得られたとしても、不平等の拡大を避けつつ、具体的にどのような形で社会権を個人化するのかについて、議論が分かれることになる。社会権の個人化は多義的なのである。

例えば英国では、社会権は特に家族単位化されているわけではない。しかし、英国では職業領域と家族領域がはっきりと分離されており、子の養育を支援する公的サービスは弱い。こうなると、子や高齢者の世話は、主として女性に課されることになる。裕福な社会階層では、女性は市場を通じてそのようなサービスを購入し、自らのキャリアを追求することが出来る。しかし低所得層においては、女性は子の世話などをしながら働くほかはなく、この階層の女性は非典型労働に閉じこめられることになる。個人化は、その文脈によっては不平等を強化しかねないのであり、どのような個人化を指向するのかが特に重要になる。このような問題は、個人か家族かという対立軸だけでは還元されない。個人化の中身が問題になろう。三つの類型にそって紹介する。

一つめに、「家族的」労働の承認による権利の個人化がある。ケアの義務を実質的に女性が担わされていることが、女性が労働市場と社会権の獲得において受けている不平等の主たる原因であるとして、このケア労働に報酬を与え、賃労働同様に社会権を獲得するものとして認知することを主張するものがある。フランスでも、「母親賃金」として導入が主張されているものは、この論理に連なるものである。Iであげたように、既にフランスで存在した「単一賃金手当」はこの

---

50) Lanquetin et al., *op.cit.* note 43, p. 41.

ような考え方に一定程度支えられていたとも言える。個人化の要求は、労働概念の拡大に基づくことになる。

二番目のタイプは、前のアプローチが依存状況を固定し正当化しうることを批判して、雇用に基づいて権利を個人化することを主張する。これによると、派生的な権利は、世帯の構成員の一人だけが労働している世帯だけに恩恵を与える点において、不公平であることになる。この議論での社会権の個人化は、いくつかのことを前提とする。派生的権利の廃止、そして各人が何らかの形態の社会的保護への拠出によって個人的権利を獲得する義務、男性労働者と女性労働者の取り扱いの平等の表明、給付の財源に貢献する全ての人の義務の表明である。社会保障と労働市場のつながりがはっきりと肯定され、拠出と給付の間に経済的な合理性があることが要求されている。

最後のタイプは、普遍的な社会権を認めようというものであり、福祉国家を再構築する試みとして提示されてきた。普遍給付あるいは生存所得、またはベーシック・インカムで紹介されているものがそれにあたる。対価などの一切の制限なく、各個人の生存に必要な基礎的な所得を支払うことによって、社会権を個人化することを構想する。

しかしこの最後のタイプように所得保障および社会保障と、職業活動を切り離すことは、フランスでは「誤った道」として激しく批判されてもいる。これは普遍給付の考え方が、新自由主義的な傾向と切り結び、社会連帯を切り崩すのではないかという警戒からきている。例えば、ロザンヴァロン (P. Rosanvallon) は、生存所得の「ヤヌスのような二面性」を見る<sup>51)</sup>。普遍給付は、「社会紐帯の他には還元できない政治的社会的基礎を表明しており、業績によってスライドするのではない所得への権利」を導き出すとする一方で、これがウルトラ・リベラルの間でも支持を得ていることに着目する。最低所得の保障が労働市場の完全な自由化を保障し、最低賃金の切り下げを可能にし、労働者はどのような低い賃金の職であっても受け入れることが強制されると予想する。このような場合に「福祉国

---

51) ピエール・ロザンヴァロン著、北垣訳『連帯の新たな哲学—福祉国家再考』(勁草書房、2006) 124頁以下参照。

家が野蛮な自由主義を支える逆説的条件となる」ということになる。また生存所得が、雇用の問題を二次的な問題へと格下げすることで、排除を進行させることを警戒する。あくまで、労働による社会参入こそが「闘争の礎石」でなければならないと述べる。

また、このような普遍給付が、男女間で全く異なる機能の仕方をする可能性にも注意が促されている。労働とは独立した収入が得られることになれば、それは女性を労働市場から撤退させる方向へと促すことになる。あるいは女性が非典型労働へと閉じこめられ、男女間格差が拡大する恐れがあることになる。

どのような社会権の個人化が適切であるのかを詳しく検討する準備はないが、社会権を政治的市民的権利との一貫したパースペクティブにおくという個人化の目的に忠実であろうとするならば、普遍的な社会権のモデルが選ばれる方が適切であるように思われる。普遍的な社会権と男女の平等が最もよく保障されていると考えられている北欧では、上で言われているのとは異なって、税制と社会保護による再分配の効果で、経済的困窮者に対する特別のプログラムを必要とせずに、収入格差が減少する傾向があるようである<sup>52)</sup>。

しかし、純粋にどれか一つだけのモデルによって個人化を実現するということも、考えにくいだろう。社会的市民権に基づく個人化を最もよく実現している国の一つと考えられるデンマークでは、労働市場の柔軟化、男女労働者の労働市場への参入を積極的に実現することによって、このようなモデルを維持している。デンマークでは、生存配偶者手当も廃止されたが、これは、寡婦が自らとその子どもの生活をまかなえるような職業に就くように促す、さらには義務づけるような社会保護政策とセットになっていた。今日デンマークの若い女性には、専業主婦になるという選択の自由は実質的には消滅しており、あえてそれを選べば重大なリスクにさらされることを覚悟しなければならないことになる<sup>53)</sup>。つまり、普

---

52) Lanquetin et al., *op.cit.* note 43, pp. 77 et 78. 確かに、2004年末から2005年の間、フランスの保守派は「デンマーク型モデル」を推進することに勢力を注いだそうであるが、デンマーク型に見られる厚い社会保障は置き去りにされ、解雇の容易さのみが採用されたという(バルビエ前掲注4)、6頁)。

53) Kerschen, *op.cit.* note 48, pp. 210 et 211.



遍的権利の保障と労働による社会参加がセットになっているように思われる。

また、「母親賃金」のような考え方が、機能の仕方によっては、低所得階層の女性を労働市場から撤退させる効果を持つことがあることに注意を払わなければならない。しかし、「家族的」労働に何らかの対価を支払うこと自体、つまり育児・介護休業補償のように、これまで私的領域で女性が無償で行ってきた労働に、男女を問わない形で対価を与えること、あるいはこの労働を社会権の取得に関して考慮に入れることなどは、社会権の個人化にさしあたり必要なことであると考えられる。これを容易に外部化できるサービスを同時に発達させることが必要な前提となろう。

## 結び

家族民法が、基本的権利の尊重や平等の要請を受けて変化を遂げる一方で、社会保護の家族法もまさにそれを補うかのように新しい問題提起にさらされている。フランスの社会保障システムは、家族主義を強く刻印されながらも、世帯内の経済的依存関係を手がかりに一般化の道をたどっている。同性カップルを含む婚姻外カップルの取り扱いがそれを示している。しかしながら、同性カップルの承認のような家族民法における家族主義の弱体化は、一般化の限界も露呈させる。

同性カップルの承認について社会法は先駆性を示したが、今度は社会権の個人化という文脈で、国家と家族と市場の関係をめぐって先鋭的な議論が行われている。社会権の個人化は、その背後にある意図とその仕方によっては事実上の不平等を拡大させかねない曖昧さを持つ。しかし、この主張は基本的権利と平等原則の尊重に依拠しており、その意味で、私的領域の自由化と平等化を追求しようという最近の家族法の流れの中に位置づけることが出来るであろう。平等原則に依拠して家族主義を克服し、社会権の個人化に好意的な立場をとることについて仮に合意が形成されたとしても、結局は、どのような動機に基づいて、どのような形で個人化を行うかこそが決定的な分岐点となることに留意する必要があるだろう。